

令和5年4月10日

# 京都府立盲学校

## 新型コロナウイルス感染防止のための 行動マニュアル

- ※ 本マニュアルは、令和5年4月10日に更新した。
- ※ 本マニュアルは、地域の感染状況を踏まえるとともに、今後の文部科学省通知、京都府教育委員会通知等により、随時、変更する。  
変更日は、本マニュアルの上部へ記す。

## <基本的な考え方>

- 文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2023.4.1Ver.9）」、京都府教育委員会通知に基づき、すべての幼児児童生徒が健康で安全に教育を受けられる体制を整え、感染リスクの低減に努めた環境作りを行う。
- 幼児児童生徒については、マスク着用を求めないことを基本とする。ただし、基礎疾患やアレルギー疾患があるなど、健康上不安があり、マスク着用を希望する場合は、着用を妨げない。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導する。
- 教職員については、コロナ感染症が2類相当から5類へ移行されるまで（5月の連休明けまで）は、着用を推奨する。（理由は、教職員が、マスクをはずすことにより幼児児童生徒に不安を与える可能性があるため。）
- 新型コロナウイルス感染症に伴ういじめや差別的な言動に対しては、速やかに対応する。

### 1 家庭と連携した健康観察の徹底

- ①家庭では、毎朝、以下の協力をお願いします。
  - ・検温（日頃から児童生徒の平熱について把握しておいてください。）
  - ・風邪症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）、味覚・嗅覚の異常の有無等の確認
  - ・健康観察カードへの記入と登校時に持参
- ②発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状があれば、必ず学校へ連絡の上、自宅療養とし、登校を控えてください。（欠席ではなく、出席停止扱いとなります。）
- ③症状に改善が見られない場合、医療機関を受診してください。
- ④日頃より、十分な睡眠と規則正しい生活を心がけ、健康を保つようにしてください。
- ⑤外出する時は、3密を避け、こまめに手洗い・うがい等、基本的な感染症対策に努めるようお願いいたします。

### ◆忘れてはいけない持ち物 2点◆

- 健康観察カード
- ハンカチ2枚（手洗い用と給食用）

### 2 幼児児童生徒の学校生活における留意事項

#### 【登校前】

- ・「忘れてはいけない持ち物 2点」を持っているか確認する。
- ・体調に異常があるときは、決して無理をせず、自宅で療養する。

#### 【スクールバス】

- ①乗車前に、添乗員が健康観察カードを確認する。
- ②乗車前に、手指のアルコール消毒を行う。
- ③車内では、会話を控える。
- ④定期的に車内を換気する。（換気扇の使用、窓開け）
- ⑤児童生徒降車後は点検シートに基づき、車内の消毒を行う。（次亜塩素酸ナトリウム等を使用）

### 【登校中（下校中）】

- ・公共交通機関（混雑した電車やバス）を利用する児童生徒等は、マスクの着用を推奨する。

### 【登校直後】

- ・学校に着いたら、正門や校舎入り口で健康観察カードの確認を受ける。
- ・消毒用アルコールで手指の消毒を行った後、校舎内に入る。
- ・教室に入ったらずちに石鹼等を使用して、手洗いをする。
- ・健康観察カードを忘れた場合は、あらかじめ準備した控え室で、検温及び健康観察を受ける。
- ・発熱等の症状が見られる場合は、保護者等に連絡し、速やかに下校する。

### 【授業中】

- ・「3密」をできる限り避け、換気を徹底する。

具体的には、対角線上の窓を適度に開放し、常時換気に努める。その際、CO<sub>2</sub>モニターの値が1000ppm以下に保たれるようにする。

#### ①換気

- ・常時換気に努める（窓を20cm程度開放する）。
- ・CO<sub>2</sub>モニターが1000ppm以下にならない場合は、窓を全開にし、換気扇や空気清浄機の使用等を行う。
- ・換気等により室内の気温を一定に保つことができず、健康被害が生じるおそれがある場合は、服装による調節など柔軟に対応する。
- ・エアコン使用時は、換気扇を使用し、適宜窓を開ける。

#### ②グループ活動は少人数で行い、大声での会話は避ける。

③一斉に大きな声を出す活動を伴う場合は、近距離で向かいあつての発声は控える（合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏では、体の中心から前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かいあつての歌唱は控える）。

④実習科目等、近距離で向かいあつての指導が避けられない授業では、マスク着用を推奨する。

⑤器具や用具を使用する活動においては、配置場所や使用順を工夫し、身体的距離を確保する。

### 【休憩時間】

- ・教室・廊下等の窓を全開にして、換気する。
- ・幼児児童生徒同士、近距離や大声での会話を避ける。
- ・外からの帰りやトイレの後は、必ず石鹼で手洗いするか、アルコール手指消毒を行う。

### 【給食】

給食時は以下のことに留意する。

①室内は、テーブル・椅子の消毒、換気を徹底する。

②喫食時間は、対面座席を作らないようにする。

③給食当番に携わる教職員は、マスク、三角巾、エプロンを着用し、丁寧な手洗い・手指消毒、使い捨て手袋の利用などに留意して作業を行う。

④給食配膳後、すべての料理をラップで覆う。

<喫食者（幼児児童生徒及び教職員）の留意点>

- ①入室後及び退室前には、手洗い・手指消毒を丁寧に行う。給食用ハンカチを持参し使用する。
- ②食べる直前に、料理を覆っているラップをはずす。
- ③食堂内では、大きな声を出さない限り、黙食は求めない。
- ④手洗いや食器返却にあたっては、混雑を避ける。

**【施設設備の消毒等】**

・教室やトイレなど、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に頻繁に手を触れやすい場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用アルコールなど）を使用して、清掃・消毒する。

**【その他】**

・学校行事や部活動、その他特別活動等については、京都府教育委員会からの通知を受け、その都度、対応を検討し、実施や延期、中止等を判断する。

### 3 寄宿舎

寄宿舎については、「本校寄宿舎における新型コロナウイルス感染防止のための対応について」による。

### 4 幼児児童生徒に発熱等の風邪症状等が出た場合

- ①あらかじめ準備した控え室にて対応する。また、保護者等へ連絡し、速やかに下校する。
- ②下校後、医療機関を受診し、その結果を必ず学校に報告する。
- ③症状がなくなるまでは、自宅で療養する。

### 5 作成日

本マニュアルは、令和2年5月22日に作成した。